

◎新潟県告示第1155号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1-(8-ブロモベンゾ[1,2-b:4,5-b']ジフラン-4-イル)プロパン-2-アミン（通称名：Bromo-DRAGONFLY）及びその塩類
- (2) 1-ペンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-PINACA）及びその塩類
- (3) 1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-5F-PINACA）及びその塩類
- (4) 1-ペンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-PICA）及びその塩類
- (5) 1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-5F-PICA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成27年8月29日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。